

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について（通知）

このたび、改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓の位置に関する事項

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第2 (略)	第2 (略)
6 (略)	6 (略)
(1) 制御卓は、 <u>給油取扱所内で</u> 、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置する	(1) 制御卓は、_____すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置する

こと。<u>ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。なお、</u> この場合、直接視認できるとは、給油__される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。	こと。_____ _____ _____ この場合、直接視認できるとは、給油中される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。
---	---

2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項

- (1) 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等（規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項）

ア 告示第 68 条の 2 の 2 の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。

(ア) I E C（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの

(イ) U L（米国保険業者安全試験所）1973 又は 9540 に適合するもの

イ 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（指定数量の倍数が 30 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで並びに同第 28 条の 56 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合するものについては、規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項に定める特例及び同条第 3 項に定める特例を適用することができること。

ウ 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（指定数量の倍数が 10 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第 28 条の 60 の 4 第 4 項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項に定める特例及び同条第 4 項に定める特例を適用することができること。

- (2) 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）の特例基準等（規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項）

規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 5 号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備

であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。

(3) その他

ア 許可申請等の単位について

屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定されたいこと。なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて1の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要であること（別紙参照）。

イ 危険物取扱者等の取り扱いについて

屋外コンテナ等蓄電池設備に係る危険物取扱者等の取り扱いについては、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成11年6月2日付け消防危第53号）第3の例によること。

3 アルコール類を収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器の特例に関する事項

「不活性の緩衝材」とは、収納する危険物と反応を起こさず、組合せ容器とした際に緩衝性能を有しているものをいうものであること。

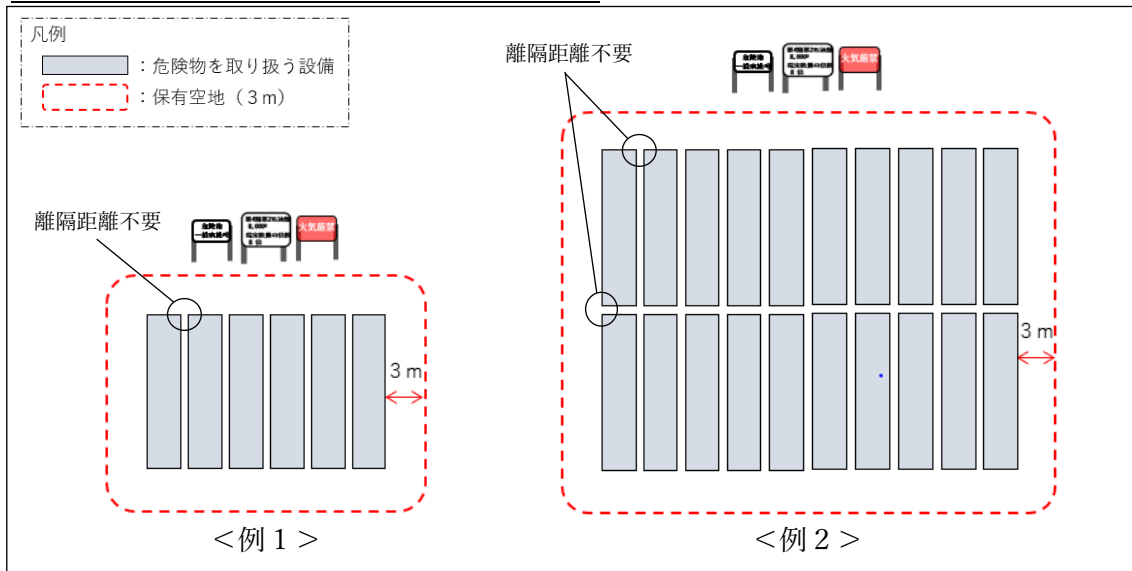
4 プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準に関する事項

告示第68条の4に規定する「国際海事機関が採択した危険物の輸送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）及び容器記号3H1」が付されたプラスチック容器については、危険物輸送に使用する場合は容器の製造日から5年以内としなければならないとされているので、専ら乗用の用に供する車両による運搬で使用する場合は留意すること。

なお、容器記号の「3H1」は、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であって、その材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示すものであること。

屋外コンテナ等蓄電池設備の設置例

全てをまとめて一の一般取扱所とする場合の例



複数の一般取扱所とする場合の例

